附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置）

第二条　第四条、第五条及び第三章の規定は、国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国のうちこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された運送契約（施行日前に当該出国の日を定めたものに限る。）によるものに係る国際観光旅客税については、適用しない。ただし、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に徴収することとされている国際観光旅客税については、この限りでない。

（国際旅客運送事業の開始の届出に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に国際旅客運送事業を営んでいる者は、平成三十一年二月二十八日（当該者が同日前に第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により国際観光旅客税を納付する場合にあっては、当該納付の日）までに、財務省令で定めるところにより、その旨を、国内事業者にあってはその納税地を所轄する税務署長に、国外事業者にあってはその納税地（当該国外事業者が第十三条第一項ただし書の承認を受ける場合にあっては、その承認を受ける場所）を所轄する税関長に、届け出なければならない。

2　前項の規定による届出は、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出とみなす。

（納税地に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に所得税法第十六条第一項又は第二項の規定の適用を受けている個人である国内事業者に対する第八条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日においてこれらの規定に規定する書類の提出があったものとみなす。

2　この法律の施行の際現に所得税法第十八条第一項又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十八条第一項の規定による所得税又は法人税の納税地の指定を受けている国内事業者については、施行日においてその納税地を国際観光旅客税の納税地として第十条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3　前項の場合において、所得税法第十八条第三項又は法人税法第十八条第二項の規定による通知は、第十条第二項の規定による通知とみなす。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に「、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）」を加える。

第九条を次のように改める。

（国際観光旅客税法の特例）

第九条　合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。

2　前項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

（関税法の一部改正）

第七条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「」を「の第三十五条第二項第二号（申告納税方式による国税等の納付）」とあるのは「関税の」に改める。

第百五条の二の表第七十四条の九第一項の項中「行うもの」の下に「又は国際観光旅客税について行うもの」を加え、同表第七十四条の十一第一項の項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同表第七十四条の十一第六項の項中「源泉徴収による所得税」を「源泉徴収等による国税」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に「、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）」を加える。

第三条第一項中「印紙税法」の下に「、国際観光旅客税法」を加え、同条に次の一項を加える。

3　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項（国際観光旅客税法の特例）の規定は、第一項において準用する同条第一項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号（定義）に規定する国際旅客運送事業を営む者について準用する。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の四　自動車重量税法の特例（第九十条の十―第九十条の十五）」を「第三節の四　自動車重量税法の特例（第九十条の十―第九十条の十五）　第三節の五　国際観光旅客税法の特例（第九十条の十六）」に改める。

第一条中「自動車重量税」の下に「、国際観光旅客税」を加え、「印紙税法」を「国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）、印紙税法」に改める。

第六章第三節の四の次に次の一節を加える。

第三節の五　国際観光旅客税法の特例

第九十条の十六　本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下この項において「大使等」という。）の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。ただし、外国に派遣された本邦の大使等のその外国からの出国について国際観光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

2　国賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるもの（以下この項において「国賓等」という。）の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。ただし、外国に入国した本邦の国賓等に相当する者のその外国からの出国について国際観光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の国賓等については、相互条件による。

3　前二項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前二項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。